

令和5年度 第1回清川村公共下水道事業運営協議会 次第

日 時：令和5年7月19日（水）

午後4時00分

場 所：生涯学習センター

せせらぎ館・研修室

1 開 会

2 あいさつ

3 案 件

(1) 会長・副会長の選出について

(2) 令和4年度清川村公共下水道事業の決算状況について

(3) 令和5年度清川村公共下水道事業の概要について

(4) 下水道使用料の改定について

(5) その他

4 閉 会

資料 1

令和4年度清川村公共下水道 事業の決算状況について

清川村公共下水道事業運営協議会

実 質 収 支 の 状 況

(単位：円・%)

区 分	令和 4 年度	令和 3 年度	比 較 増 減	
			増 減 額	増減率
歳 入 総 額	391,531,386	322,777,490	68,753,896	21.3
歳 出 総 額	352,010,268	310,131,820	41,878,448	13.5
歳入歳出差引額	39,521,118	12,645,670	26,875,448	212.5
翌年度へ繰り越すべき財源	34,496,000	6,933,000	27,563,000	397.6
実 質 収 支 額	5,025,118	5,712,670	△ 687,552	△ 12.0
法第233条の2基金繰入額	0	0	0	0.0

歳 入 歳 出 内 訳

(単位：円・%)

区 分	令和 4 年度		令和 3 年度		比 較 増 減	
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	増 減 額	増減率
使用料及び び手数料	32,333,922	8.2	41,025,645	12.7	△ 8,691,723	△ 21.2
分担金及び び負担金	800,000	0.2	200,000	0.0	600,000	300.0
国庫支出金	76,211,000	19.5	46,475,000	14.4	29,736,000	64.0
繰 入 金	200,040,376	51.1	155,500,000	48.2	44,540,376	28.6
繰 越 金	12,645,670	3.2	6,076,545	1.9	6,569,125	108.1
諸 収 入	418	0.0	300	0.0	118	39.3
村 債	69,500,000	17.8	73,500,000	22.8	△ 4,000,000	△ 5.4
合 計	391,531,386	100.0	322,777,490	100.0	68,753,896	21.3

(単位：円・%)

区 分	令和 4 年度		令和 3 年度		比 較 増 減	
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	増 減 額	増減率
総 務 費	128,835,571	36.6	114,430,720	36.9	14,404,851	12.6
事 業 費	134,310,480	38.2	107,850,226	34.8	26,460,254	24.5
公 債 費	88,864,217	25.2	87,850,874	28.3	1,013,343	1.2
予 備 費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	352,010,268	100.0	310,131,820	100.0	41,878,448	13.5

事 業 実 績 表

1 経常事業

No.	事業名	施行場所	契約年月日	契約期間
1	清川村下水道事業会計地方 公営企業法適用業務委託	清川村地内	R 4 . 5 . 31	R 4 . 5 . 31 ~R 7 . 3 . 25
2	清川村上下水道事業公営企 業会計システム構築業務委 託	清川村地内	R 4 . 8 . 1	R 4 . 8 . 1 ~R 6 . 3 . 25
3	村道谷戸線下水道管渠改修 工事実施設計業務委託	清川村煤ヶ谷 字寺家ノ谷地内	R 4 . 5 . 31	R 4 . 5 . 31 ~R 5 . 3 . 17
4	県道 64 号古在家バイパス下 水道管渠改修工事	清川村煤ヶ谷 字柿ノ木平地内	R 4 . 4 . 26	R 4 . 4 . 26 ~R 4 . 9 . 30
5	清川圧送センター駐車場舗 装修繕工事	清川村煤ヶ谷 字舟沢地内	R 4 . 8 . 3	R 4 . 8 . 3 ~R 4 . 8 . 31
6	幹線 No. 7 マンホールポンプ 場ポンプ用逆止弁修繕工事	清川村煤ヶ谷 字八幡地内	R 4 . 11 . 30	R 4 . 11 . 30 ~R 5 . 2 . 28
7	運動公園人孔蓋修繕工事	清川村煤ヶ谷 字八幡地内	R 5 . 2 . 3	R 5 . 2 . 3 ~R 5 . 2 . 15

契約金額	事業概要	契約相手方
24,079,000 円	下水道事業会計地方公営企業法適用業務 (1) 固定資産評価業務 1 式 (2) 移行事務支援業務 1 式 (3) 法適用後における会計支援業務 1 式	○ A G 税理法人
6,490,000 円	公営企業会計システム構築業務 (1) データセンター構築 1 式 (2) 公営企業会計システム構築 1 式 (3) 固定資産管理システム構築 1 式 (4) 企業債管理システム構築 1 式	(株)ぎょうせい 東京支社
7,920,000 円	下水道管渠改修工事実施設計業務 (1) 開削工法による詳細設計 1 式	(株)相信設計
4,400,000 円	(1) 硬質塩化ビニル管φ250 L=56.8m (2) 組立0号マンホール 1 基 (3) 組立1号マンホール 1 基 (4) 小型塩ビマンホール 3 基	(株)落合組
715,000 円	(1) アスファルト舗装工 A=53.5 m ²	(株)朝倉建設
1,166,000 円	(1) スイング式逆止弁交換 1 台 (2) エア抜き弁配管改修 1 式	(株)第一テクノ
836,000 円	(1) 調整リング補修 1 式 (2) 親子人孔蓋交換 1 組	豊建設(株)

2 下水道施設長寿命化事業

No.	事業名	施行場所	契約年月日	契約期間
1	下水道ストックマネジメント事業実施設計業務委託	清川村地内	R4.6.30	R4.6.30 ~R5.3.17
2	清川下水浄化センター汚水着水槽改築工事	清川村煤ヶ谷 字南沢地内	R3.11.10	R3.11.10 ~R4.7.15
3	幹線No.4マンホールポンプ場更新工事	清川村宮ヶ瀬 字平沢地内	R3.11.10	R3.11.10 ~R4.7.29
4	清川圧送センター自家発電設備更新工事	清川村煤ヶ谷 字舟沢地内	R4.6.20	R4.6.20 ~R5.12.28

契約金額	事業概要	契約相手方
10,230,000 円	1 実施設計業務 (1) 圧送センター受変電設備改修工事実施設計 1 式 (2) マンホールポンプ場更新工事実施設計 (2箇所) 1 式	(株)コーセツコンサルタント
39,738,600 円	1 汚水流入管バイパス工事 (1) 仮設レンタル管布設工 1 式 (2) 不断水工 1 式 2 汚水着水槽改修工事 (1) 内面改修工 1 式 (2) 付帯工 1 式	(株)山善
29,320,500 円	1 機器費 (1) ポンプ制御盤 1 面 (2) 汚水ポンプ 2 台 2 機器据付及び撤去 1 式	(株)第一テクノ 横浜営業所
192,137,000 円	1 自家発電設備 1 式 2 仮設発電設備 1 式 3 配管配線工事 1 式 4 建築改修工事 1 式 5 試運転調整 1 式	荏原商事(株) 神奈川支店

下 水 道 の 普 及 状 況

項 目	単位	令和 4 年度	令和 3 年度	比較増減
計 画 区 域 面 積	ha	91.3	91.3	0
行 政 人 口	人	2,782	2,837	△55
整 備 済 面 積	ha	91.3	91.3	0
整 備 済 管 渠 延 長	m	35,487.3	35,487.3	0
整 備 区 域 人 口	人	2,711	2,767	△56
処 理 区 域 人 口	人	2,711	2,767	△56
処 理 区 域 面 積	ha	91.3	91.3	0
水 洗 化 人 口	人	2,593	2,647	△54
面 積 整 備 率 (注)1	%	100.0	100.0	0
人 口 普 及 率 (注)2	%	97.5	97.5	0
面 積 普 及 率 (注)3	%	100.0	100.0	0
水 洗 化 率 (注)4	%	95.7	95.7	0
接 続 件 数	件	1,303	1,299	4

(注)1 面積整備率=整備済面積/計画区域面積 (注)2 人口普及率=処理人口/行政人口
 (注)3 面積普及率=処理区域面積/計画区域面積 (注)4 水洗化率=水洗化人口/処理人口

処 理 場 の 運 転 状 況

項 目	単位	令和 4 年度	令和 3 年度	比較増減
年 間 総 流 入 水 量	m ³	365,283	369,777	△4,494
日 平 均 流 入 水 量	m ³	1,000.8	1,013.1	△12.3
日 最 大 流 入 水 量	m ³	2,291	2,533	△242
年 間 有 収 水 量	m ³	359,802	364,975	△5,173
年 間 総 汚 泥 処 分 量	t	195.3	182.5	12.8

資料 2

令和 5 年度清川村公共下水道 事業の概要について

清川村公共下水道事業運営協議会

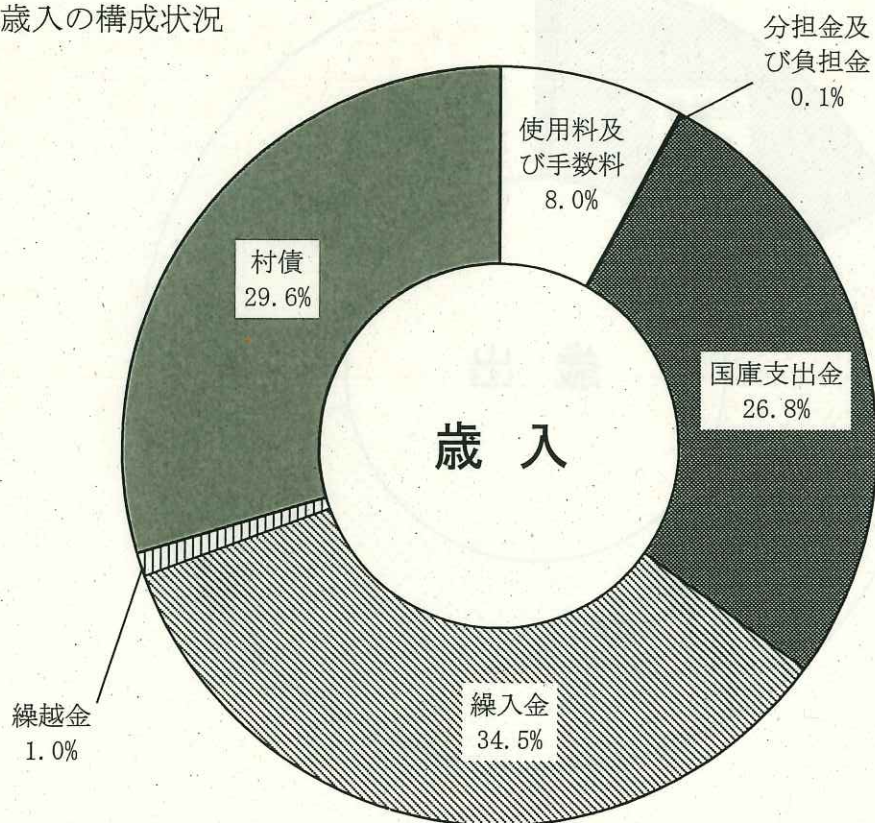
令和5年度 下水道事業特別会計予算

1 歳 入

(単位：千円・%)

区 分	5 年 度	4 年 度	比較増減	増 減 率	構 成 比	
					5 年 度	4 年 度
1 使 用 料 及 び 手 数 料	39,553	39,603	△ 50	△ 0.1	8.0	10.7
2 分 担 金 及 び 負 担 金	600	600	0	0.0	0.1	0.2
3 国 庫 支 出 金	133,430	60,291	73,139	121.3	26.8	16.2
4 繰 入 金	171,482	192,910	△ 21,428	△ 11.1	34.5	51.9
5 繰 越 金	5,000	5,000	0	0.0	1.0	1.3
6 諸 収 入	21	21	0	0.0	0.0	0.0
7 村 債	147,100	73,300	73,800	100.7	29.6	19.7
合 計	497,186	371,725	125,461	33.8	100.0	100.0

○ 歳入の構成状況

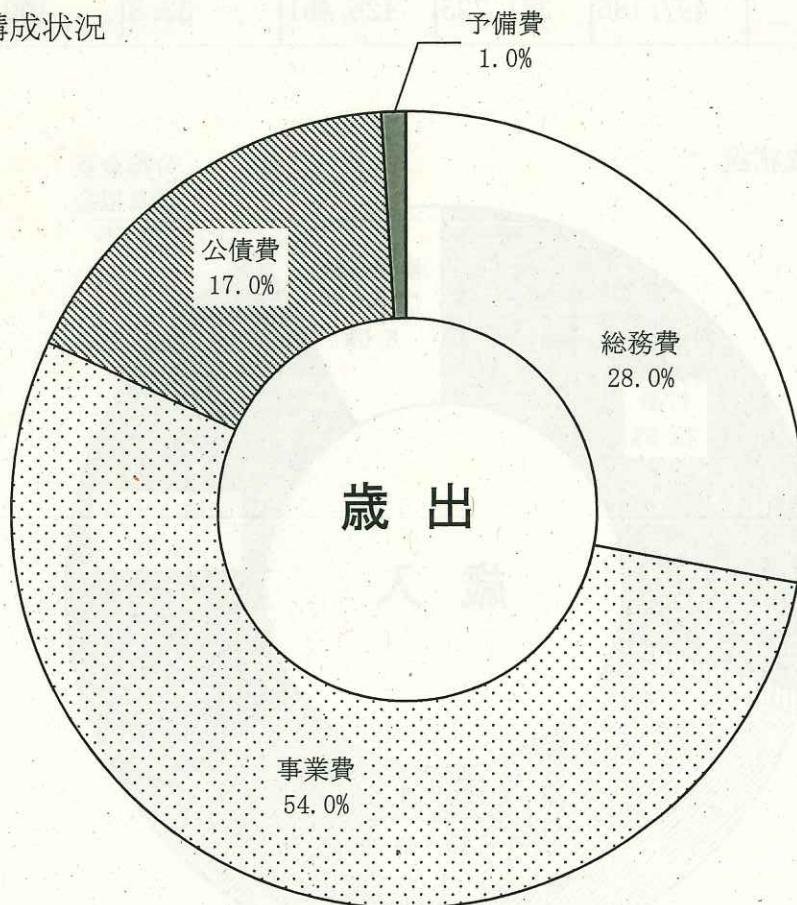


2. 歳 出

(単位：千円・%)

区 分	5 年 度	4 年 度	比較増減	増 減 率	構 成 比	
					5 年 度	4 年 度
1 総 務 費	139,164	155,694	△ 16,530	△ 10.6	28.0	41.9
2 事 業 費	268,269	122,023	146,246	119.9	54.0	32.8
3 災 害 復 旧 費	5	5	0	0.0	0.0	0.0
4 公 債 費	84,748	89,003	△ 4,255	△ 4.8	17.0	23.9
5 予 備 費	5,000	5,000	0	0.0	1.0	1.4
合 計	497,186	371,725	125,461	33.8	100.0	100.0

○ 歳出の構成状況



令和5年度事業計画

1 下水道施設設備維持管理事業

番号	事業名	施行場所	事業概要
①	浄化センター中央監視システム用無停電装置バッテリー交換工事	煤ヶ谷字南沢地内	バッテリー交換 1式
②	村道谷戸線下水道管渠改修工事	煤ヶ谷字寺家ノ谷地内	管渠布設工 1式 既設管撤去工 1式

2 下水道施設長寿命化事業

番号	事業名	施行場所	事業概要
①	下水道ストックマネジメント実施計画策定等業務委託	煤ヶ谷及び宮ヶ瀬地内	下水道ストックマネジメント計画の第2期実施計画策定等業務 1式
②	圧送センター自家発電設備更新工事	煤ヶ谷字舟沢地内	自家発電設備更新 1式
③	圧送センタースクリーンかす設備更新工事	煤ヶ谷字舟沢地内	スクリーンかす設備更新 1式

令和5年度公共下水道事業
実施箇所図

長寿命化① 下水道ストックマネジメント
実施計画策定等業務委託

維持管理① 浄化センター中央監視システム用
無停電装置バッテリー交換工事

維持管理② 村道谷戸線下水道管渠改修工事

下水浄化センター

清川村役

長寿命化② 圧送センター自家発電設備更新工事
長寿命化③ 圧送センタースクリーンかす設備更新工事

圧送センター

資料 3

下水道使用料の改定について

清川村公共下水道事業運営協議会

下水道使用料改定に係るこれまでの経緯等について

1. 下水道事業の経営原則

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用されている事業です。

このため、経理においても一般会計とは別に下水道事業特別会計を設け、受益者負担の原則に基づき、基本的には事業運営に必要な経費を利用者からの料金によって経営する必要があります。

一般会計とは、税などの収入をもとに福祉や教育・道路の整備など、主に村の基本的な行政サービスを行う会計です。

一方、特別会計とは、特定の収入をもとに特定の事業を行う会計です。

しかしながら、村の公共下水道事業では、現実的には使用料収入で必要経費を賄うことができず、一般会計からの繰入金に大きく依存している状況であるため、使用料の見直しを含めた経営健全化への取組が急務となっています。

2. これまでの使用料改定について

村の公共下水道事業では、次のとおり改定を行っています。

施行日		改正内容
①	平成26年4月1日	消費税率の改正（5%⇒8%）に伴う値上げ ※ 内税方式から外税方式による単価に改正
②	平成29年4月1日	平成29年度から3か年で段階的に値上げ ●使用料単価の増加率 平成29年度 5.96%（平成28年度比） 平成30年度 10.74%（平成28年度比） 平成31年度 14.56%（平成28年度比） （令和元年度）
③	令和元年10月1日	消費税率の改正（8%⇒10%）に伴う値上げ ※ ①の改正時に外税方式としたことにより条例改正は行っていません。

3. 使用料の改定に伴うこれまでの経緯

村では、令和3年度に策定した「清川村下水道事業経営戦略」に基づき、下水道使用料を令和5年度から3か年で段階的に改定するべく、清川村公共下水道事業運営協議会（以下「下水道運営協議会」という。）で議論重ねてきましたが、ロシアによるウクライナ侵略を発端とする原油・原材料価格の高騰や円安の進行に伴う物価高騰等による村民生活への影響を踏まえ、令和5年度からの下水道使用料の改定を見送ることとし、令和6年度から3か年で段階的に改定する予定としました。

使用料改定に係るこれまでの下水道運営協議会での取組状況	
令和3年6月10日	清川村下水道事業経営戦略（案）について審議を行い、令和5年度から3か年で段階的に使用料を改定し、約40%の収入増を目指していくことを説明しました。
令和4年2月22日	下水道使用料の改定について審議を行い、使用料改定案を2案（①案：水量ランクは変えずに値上げ、②案：水量ランクを水道と合わせた上で値上げ）の提示等を行いました。
令和4年3月23日	下水道使用料の改定について審議を行い、村として②案を進めていく意向を示しました。
令和4年8月26日 【書面開催】	下水道使用料の改定について、物価高騰等による村民生活への影響を踏まえ、令和5年度からの下水道使用料の改定を見送ることを説明しました。
令和5年3月20日 【書面開催】	下水道使用料の改定について、令和5年度から1年スライドし、②案により令和6年度から3か年で段階的に使用料を改定する予定としたことを説明しました。

4. 公営企業会計への移行について

水道事業及び下水道事業などの公営企業については、料金収入をもって経営を行う独立採算制が基本原則とされていますが、今後の急速な人口減少に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増すばかりとなっています。

こうした中、国から簡易水道事業や下水道事業などに対して、令和6年度までに地方公営企業法の適用が要請され、本村では令和6年度からの適用（財務部分のみの一部適用）を予定しています。

地方公営企業法が適用されると、発生主義に基づく複式簿記による会計処理に移行され、将来の改築更新のための経費も含め、経営するための正確なコストが算定できるようになるとともに、経営基盤維持のための一定の内部留保も認められるようになるなど、下水道事業の長期的に安定した事業運営を持続するために、より一層の経営の効率化・健全化を目指すことができます。

清川村下水道事業経営戦略【概要版】

1 策定の趣旨

本村における下水道事業は、平成9年度に一部供用開始して以来、宮ヶ瀬湖や小鮎川の水質保全と村民の生活環境の向上を支える重要な役割を担っております。下水道整備計画区域の整備率は、ほぼ100%となっていることから「新規投資」から「既存ストックの活用」の時代に入っており、今後、保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増加が懸念されることから、将来にわたって限られた財源の中で、事業効果を最大限に発揮し、下水道施設を良好に維持・管理していくため、経営の基本計画として「経営戦略」を策定するものです。

2 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

3 下水道事業の現状分析

本村の下水道事業については、事業運営に関する歳入予算において一般会計からの繰入金依存度が年々高くなっており、一般会計の運営に対し、大きな影響をおよぼしている状況となっております。

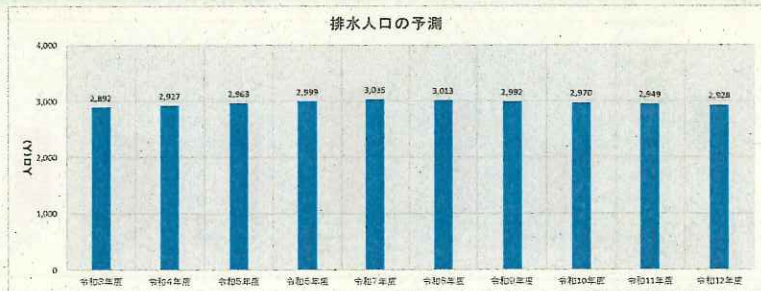
水源環境保全は水源地の役割として、継続して運営する必要性がある一方、下水道使用者は全村民ではないことから、使用者負担の原則を尊重し、使用料として応分の負担をお願いする必要があります。また、今後は、ストックマネジメント計画における改築更新事業を進めるにあたり、更なる投資経費の増額が見込まれることから、計画的な投資経費の平準化や更なる料金改定も検討し、長期的な経営の安定化を行う必要があります。

4 将来の事業環境

① 排水人口の予測

排水人口は、清川村人口ビジョンを基に予測しました。

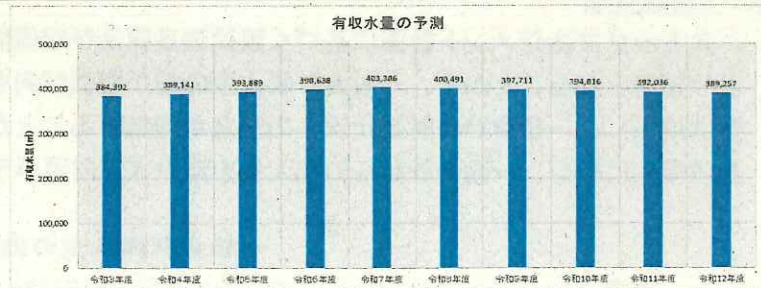
令和3年度から令和12年度で36人(約2%)の増加を見込んでいます。



② 有収水量の予測

有収水量は、排水人口×有収水量原単価(令和元年度)としました。

令和3年度から令和12年度で約5千m³の増加を見込んでいます。



③ 料金収入の見通し

料金収入は、有収水量予測×有収水量当たり料金収入(令和元年度)としました。

令和3年度から令和12年度で約50万円の増収を見込んでいます。



5 経営の基本方針

① 下水道の整備促進

下水道整備については、現時点では概成しているものの、住宅建設や企業の誘致・誘導に沿った土地利用計画のもと、産業振興・環境保全の調和のため、適正な下水道事業の整備を進めます。

② 水洗化の促進

普及促進については、村広報誌やホームページ、水洗化促進の文書を個別送付するなど水洗化率向上に向けた対応を行っているが、更なる効果的な普及促進活動を行うことを目的として、戸別訪問を実施するなどの対策を進めます。

③ 下水道施設の老朽化対策

下水道管の対応年数は、約50年であり、本村で最も古い管渠は約30年となっていることから管渠については、早急な延命化対策については当面行わない方針である。しかし、下水道処理施設については、供用開始から約25年が経過し、延命化や維持管理に要する費用の平準化を図ることを目的として、下水道ストックマネジメント計画を策定し、国の財源支援制度のもと、継続的な下水道施設の老朽化対策を進めます。

④ 下水道財政の健全化

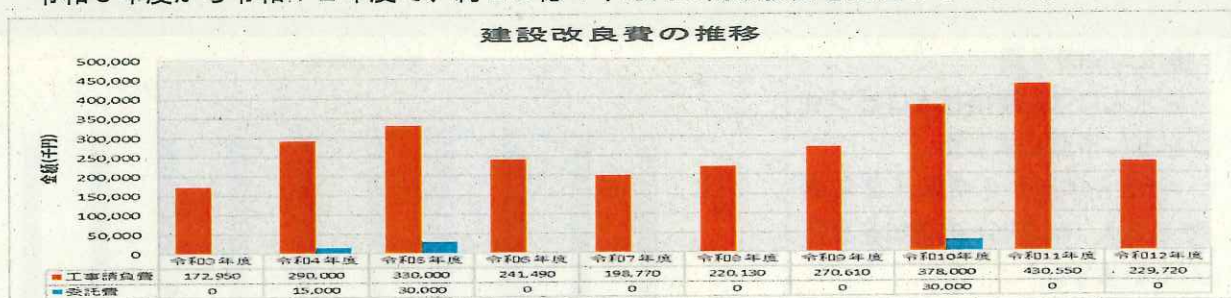
下水道事業の債権管理の強化と合わせて、よりきめ細やかな経営分析による経営基盤強化を図るため、地方公営企業法を適用し、公営企業会計への移行を進めます。

6 投資・財政計画

① 投資目標

清川村特定環境保全公共下水道事業ストックマネジメント計画に基づき、計画的に施設の老朽化対策及び延命化対策を実施します。

令和3年度から令和12年度で、約28億4千万円の財政投資を見込んでいます。



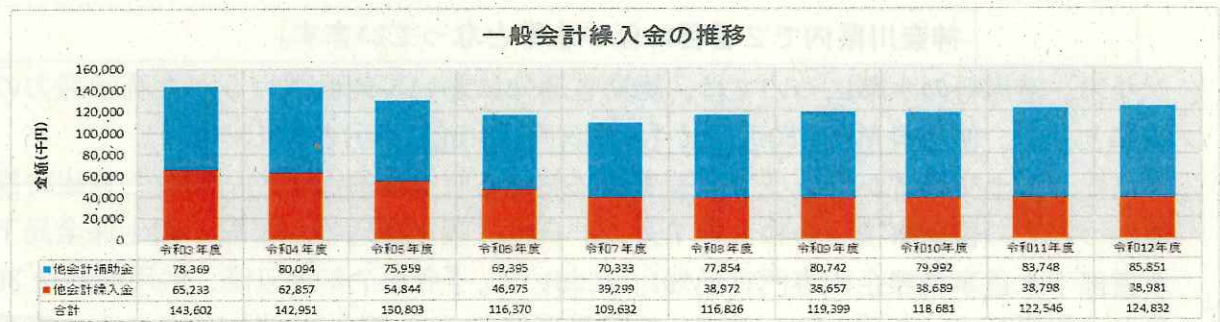
③ 財源目標

ストックマネジメント計画に基づく建設改良費及び起債償還額の増額に伴い、今後、財源不足がより顕著となることから、一般会計繰入金の額が増額傾向を示し、経営に対する一般会計への依存度は増加し、一般会計の財政状況への懸念が増加することが想定されます。このため、使用料改定を段階的に行い、一般会計からの繰入金を減少させ財源バランスの適正化を図ります。





このような状況を踏まえ、今後の施設更新等の財源を確保し、安定的な事業運営を行うため、これまで県内の他市町と比較して非常に安価であった使用料について、令和5年度より3か年で段階的に約40%の値上げを行い、事業運営の安定化を図る方針とします。



7 経営戦略の事後検証など

令和3年度から令和7年度までを前期、令和8年度から令和12年度までを後期とし、各期の4年経過時に清川村公共下水道事業運営協議会において評価及び計画の見直しを行うものとします。

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
清川村下水道事業経営戦略									
前期（5年間）					後期（5年間）				
			評価	見直し				評価	

清川村下水道事業の経営状況について

1. 経費回収率について

経費回収率とは、使用料で回収すべき汚水処理に係る経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標です。経費回収率が100%以上であれば使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示しています。

令和2年度決算に基づく清川村の経費回収率は、次のとおりとなっています。

清川村	18.7% (使用料収入 35,857 千円/汚水処理費 191,933 千円)
	神奈川県内で最も低い水準となっています。

2. 汚水処理原価について

汚水処理原価とは、有収水量1 m^3 当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費と汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

令和2年度決算に基づく清川村の汚水処理原価は、次のとおりとなっています。

清川村	529.4 円/ m^3 (汚水処理費 191,933 千円/年間有収水量 362,561 m^3)
	神奈川県内で最も高い水準となっています。

3. 使用料単価について

使用料単価とは、有収水量1 m^3 当たりの使用料収入であり、使用料の水準を表した指標です。

令和2年度決算に基づく使用料単価は、次のとおりとなっています。

清川村	98.9 円/ m^3 (使用料収入 35,857 千円/年間有収水量 362,561 m^3)
	【20 m^3 当たり使用料平均 : 1,978 円/20 m^3 】 神奈川県内で2番目に低い水準となっています。

なお、使用料の水準については、総務省通知において最低限行うべき経営努力の基準として、使用料単価 150 円/ m^3 【3,000 円/20 m^3 】が示されています。

また、国土交通省からも「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項（令和2年7月22日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課企画専門官通知）」において、『令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が 150 円/ m^3 未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合』は社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としないとされています。（本村では現時点で供用開始後30年経過していないため、本要件には該当しません。）

使用料単価 150 円/ m^3 を達成するためには、年間有収水量 359,802 m^3 (R4 実績) \times 150 円/ m^3 = 53,970,300 円の使用料収入が必要となりますが、料金改定を行うことで令和8年度（改定最終年度）において 55,721,534 円 (154.9 円/ m^3) となり、供用開始後30年となる令和9年度には使用料単価 150 円/ m^3 を達成している見込みとなります。

市町村の経営状況

自治体名	使用料収入 A (千円)	汚水処理費 B (千円)	年間有収水量 C (m ³)	経費回収率 A/B (%)	汚水処理原価 B/C (円/m ³)	使用料平均 A/C×20 (円/20m ³)	処理開始年度
横浜市	53,670,727	42,394,201	385,665,424	126.6	109.9	2,783	(単)S.37. 4. 1
川崎市	22,160,443	18,404,554	155,690,117	120.4	118.2	2,847	(単)S.36. 9.25
相模原市	8,645,062	7,953,776	74,785,003	108.7	106.4	2,312	(相)S.54. 7. 1
横須賀市	6,815,544	5,918,353	42,029,294	115.2	140.8	3,243	(単)S.41. 6. 1
平塚市	3,231,260	2,704,785	28,252,858	119.5	95.7	2,287	(相)S.48. 6.25
鎌倉市	2,366,977	2,835,052	18,382,284	83.5	154.2	2,575	(単)S.47. 3.15
藤沢市	5,729,861	5,704,216	45,030,456	100.4	126.7	2,545	(単)S.39. 8. 5 (相)H. 2. 4. 1
小田原市	3,319,191	3,475,260	19,946,425	95.5	174.2	3,328	(単)S.41. 9. 1 (酒)S.57.12. 1
茅ヶ崎市	2,712,875	2,162,038	24,352,223	125.5	88.8	2,228	(単)S.51.10. 1 (相)S.52.12. 1
逗子市	703,940	970,586	6,470,576	72.5	150.0	2,176	(単)S.47. 4. 1
三浦市	238,454	271,793	1,386,917	87.7	196.0	3,439	(単)H.10. 8.15
秦野市	2,100,041	2,228,354	14,851,851	94.2	150.0	2,828	(単)S.56. 2. 4 (酒)H.11. 5. 1
厚木市	2,862,077	2,554,544	25,952,417	112.0	98.4	2,206	(相)S.48. 6.25
大和市	3,111,499	3,578,344	24,618,858	87.0	145.3	2,528	(単)S.44. 4. 1
伊勢原市	1,212,343	1,329,469	8,705,334	91.2	152.7	2,785	(相)S.48. 6.25 (単)S.62. 3. 5
海老名市	1,727,681	1,503,828	16,427,258	114.9	91.5	2,103	(相)S.53. 5. 1
座間市	1,786,180	1,500,287	12,934,560	119.1	116.0	2,762	(相)S.53. 4. 1
南足柄市	621,775	731,606	4,877,373	85.0	150.0	2,550	(酒)H. 1. 4. 1
綾瀬市	1,195,416	1,240,743	9,122,973	96.3	136.0	2,621	(単)S.62. 8. 1 (相)S.62.10. 1
葉山町	258,753	236,016	1,929,725	109.6	122.3	2,682	(単)H.11. 3.29
寒川町	562,292	745,157	4,988,324	75.5	149.4	2,254	(相)S.59. 4.12
大磯町	285,436	296,078	2,010,540	96.4	147.3	2,839	(相)H. 4. 6. 1
二宮町	303,006	302,816	1,965,124	100.1	154.1	3,084	(酒)H.11. 4. 1
中井町	101,550	176,870	1,036,171	57.4	170.7	1,960	(酒)H.11. 4. 1
大井町	189,608	268,730	1,799,435	70.6	149.3	2,107	(酒)S.61. 4. 1
松田町	121,284	142,144	987,681	85.3	143.9	2,456	(酒)H. 1. 7. 1
山北町	169,539	259,165	1,597,609	65.4	162.2	2,122	(酒)H. 2. 9. 1
開成町	221,187	314,022	2,161,135	70.4	145.3	2,047	(酒)H. 1. 4. 1
箱根町	564,908	621,070	2,942,408	91.0	211.1	3,840	(単)S.60.10. 1
真鶴町	13,617	14,192	73,259	95.9	193.7	3,717	(単)H.19. 3.28
湯河原町	411,348	433,611	2,855,563	94.9	151.8	2,881	(単)S.60. 4. 1
愛川町	501,586	612,333	4,082,222	81.9	150.0	2,457	(相)S.60. 4.17
清川村	35,857	191,933	362,561	18.7	529.4	1,978	(単)H. 9. 9. 1
全国平均	-----	-----	-----	98.9	134.4	2,659	公共下水道

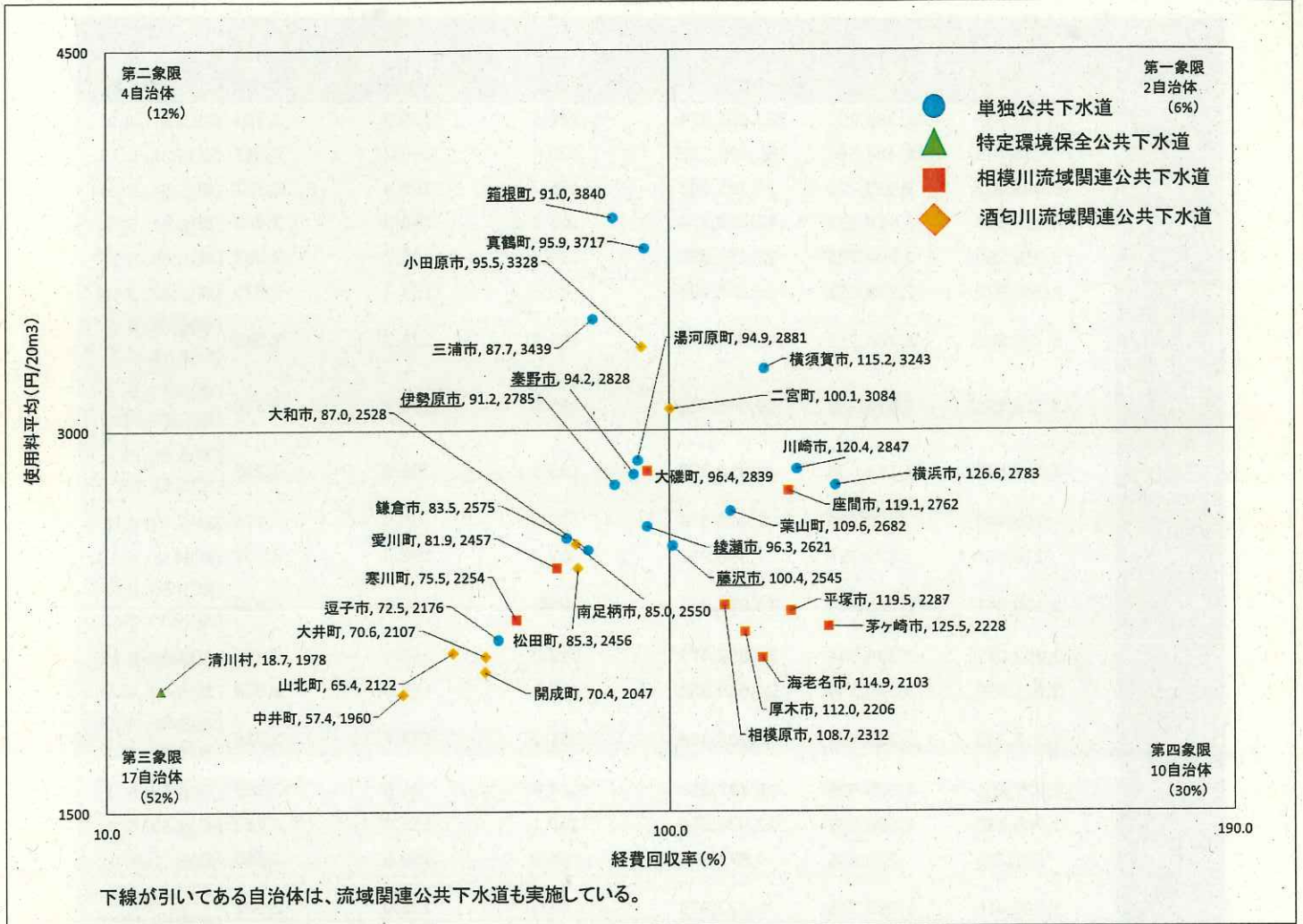
(令和2年度決算 経営比較分析表より抜粋・加工)

※1 経費回収率＝使用料収入(円)/汚水処理費(円)

※2 汚水処理原価＝汚水処理費(円)/有収水量(m³)

※3 使用料平均＝使用料収入(円)/有収水量(m³)×20(m³)

経費回収率と使用料平均の関係



○本県の特徴

- ・使用料平均が地方財政措置の前提とされている 3000 (円/20m3) に満たず、かつ経費回収率 100.0 (%) を下回る第三象限に属する自治体は 17 自治体 (約 52%) であり、単独公共下水道事業を実施している自治体や酒匂川流域関連公共下水道事業を実施している自治体が多く属している。
- ・3000 (円/20m3) 未満かつ経費回収率 100.0 (%) 以上の第四象限には、横浜市、川崎市、藤沢市、葉山町のほか相模川流域関連公共下水道事業を実施している自治体が多く属している。
- ・3000 (円/20m3) 以上かつ経費回収率 100.0 (%) 以上の第一象限には、横須賀市、二宮町が属している。
- ・3000 (円/20m3) 以上かつ経費回収率 100.0 (%) 未満の第二象限には、小田原市、逗子市、箱根町、真鶴町が属している。

<使用料平均と経費回収率の関係>

- ・処理区域内人口密度が高い区域では第四象限に属する事業の割合が大きく、第二象限に属する割合は小さくなる。
- ・第三象限に属する事業はいずれの人口密度においても一定割合で存在する。
- ・供用開始後年数が長いほど第四象限に属する事業の割合が大きく、第二象限に属する事業の割合は小さくなる。
- ・第三象限に属する事業はいずれの供用開始後年数においても一定割合で存在する。

出典元：神奈川県下水道事業（令和4年度），神奈川県県土整備局河川下水道部下水道課，P 49

段階的改定案【下水】		現行料金 (～令和5年度)	令和6年度 (改定初年度)	令和7年度 (改定2年目)	令和8年度 (改定最終年)
値上げの考え方			料金区分を水道料金区分と合わせるとともに、現行料金から基本料金を200円値上げし、加算額を約10%値上げ	基本料金は改定初年度から変えず(200円値上げのまま)に、加算額を現行料金から約30%値上げ	基本料金は改定初年度から変えず(200円値上げのまま)に、加算額を現行料金から約40%値上げ
基本料金～16 ³		1,540(1,400)	1,760(1,600)	1,760(1,600)	1,760(1,600)
17 ³ ～30 ³		※～20 ³ まで基本料金	99(90)	110(100)	121(110)
31 ³ ～60 ³		88(80)	110(100)	121(110)	132(120)
61 ³ ～100 ³			121(110)	132(120)	143(130)
101 ³ ～200 ³		110(100)	132(120)	143(130)	154(140)
201 ³ ～600 ³		132(120)	143(130)	165(150)	176(160)
601 ³ ～1,000 ³		165(150)	187(170)	198(180)	220(200)
1,001 ³ ～		203.5(185)	220(200)	242(220)	264(240)
年間収入見込	現行からの増減	—	119.9%	129.0%	137.8%
	前年からの増減	—	119.9%	107.5%	106.9%
	収入額(見込)	40,426,655	48,485,162	52,137,327	55,721,534
	経費回収率	18.6%	22.3%	23.9%	25.6%
	使用料単価(円/㎡)	112.4	134.8	144.9	154.9
50 ³ 使用時	前年からの増減	—	127.9%	107.0%	106.5%
	使用料	4,180(3,800)	5,346(4,860)	5,720(5,200)	6,094(5,540)

()内は税抜き

※現行料金の収入額は、令和4年度の調定額(30%減額前の額)

経費回収率は、使用料収入÷汚水処理費(令和4年度実績:217,700千円)で算出

使用料単価は、使用料収入÷年間有収量(令和4年度実績:359,802³)で算出

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50

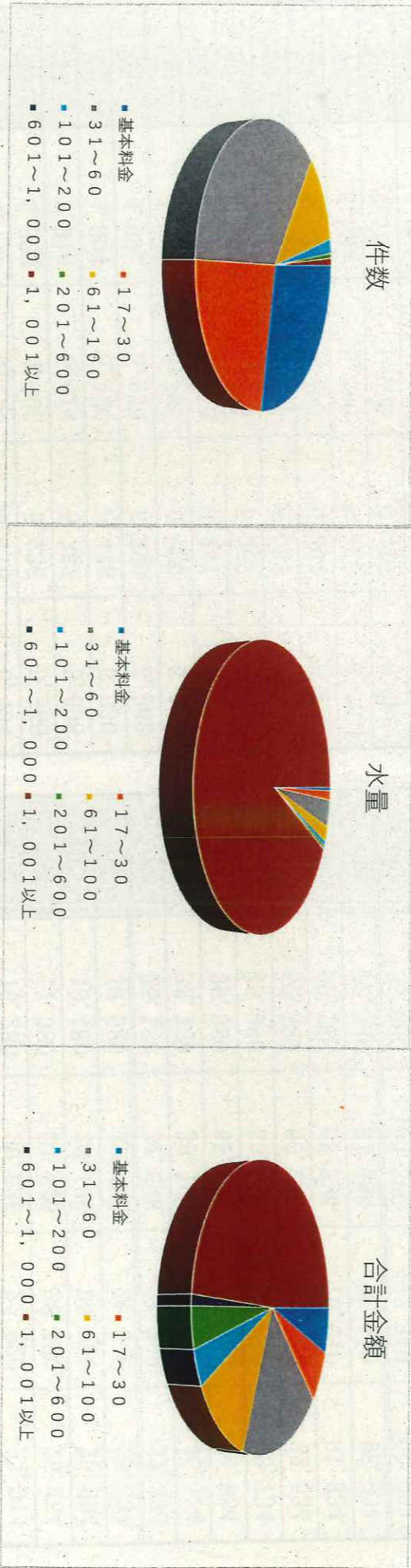
上下水道料金改定用資料

【R5. 1 検針分～R5. 5 検針分の平均値】

水道料金

水量ランク	件数	比率 (%)	水量	比率 (%)	合計金額	比率 (%)	一戸あたりの平均水量
基本料金	374	28.2	2,450	0.4	425,998	5.9	6.56
17～30	295	22.3	7,028	1.2	477,174	6.7	23.80
31～60	460	34.7	19,867	3.5	1,359,177	18.9	43.22
61～100	152	11.4	11,165	2.0	790,636	11.0	73.62
101～200	25	1.9	3,266	0.6	262,603	3.7	130.64
201～600	8	0.6	2,542	0.4	282,352	3.9	331.52
601～1,000	1	0.1	561	0.1	75,899	1.1	841.00
1,001以上	12	0.9	523,523	91.8	3,499,672	48.8	42447.84
小事業計	1,326	100.0	570,402	100.0	7,173,511	100.0	

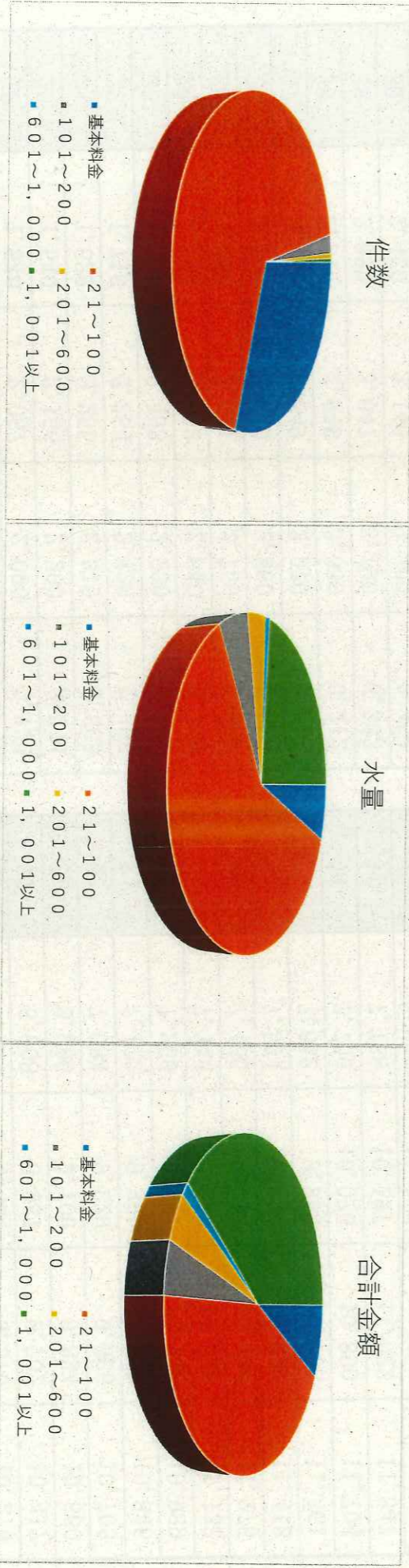
グラフによる比較



下水道使用料

水量ランク	件数	比率 (%)	水量	比率 (%)	合計金額	比率 (%)	一戸あたりの平均水量
基本料金	372	31.0	3,659	6.2	457,457	8.2	9.84
21～100	791	65.9	35,500	60.1	2,365,853	42.4	44.88
101～200	26	2.1	3,299	5.6	246,858	4.4	128.55
201～600	6	0.5	2,164	3.7	230,241	4.1	341.68
601～1,000	1	0.1	561	0.9	71,999	1.3	841.00
1,001以上	5	0.4	13,880	23.5	2,202,267	39.5	2776.07
小事業計	1,200	100.0	59,063	100.0	5,574,675	100.0	

グラフによる比較



市町村別上下水道料金比較表(2ヶ月)

令和5年4月現在 (消費税込)

	水道料金				下水道料金				上下水道料金				備考
	基本料金	基本料算定水量	50㎡使用料金	順位	基本料金	基本料算定水量	50㎡使用料金	順位	50㎡使用料金	順位			
中井町	1,320 円	20 ㎡	3,850 円	2	1,210 円	20 ㎡	3,520 円	1	7,370 円	1	(下) 流域		
清川村	1,430 円	16 ㎡	4,268 円	4	1,540 円	20 ㎡	4,180 円	3	8,448 円	2	(下) 単独		
※下段は改定後(改定最終年)の場合	1,540 円	16 ㎡	5,874 円	9	1,760 円	16 ㎡	6,094 円	23	11,968 円	13	(下) 単独		
南足柄市	1,540 円	20 ㎡	4,235 円	3	1,482 円	16 ㎡	4,758 円	4	8,993 円	3	(下) 流域		
松田町	1,430 円	20 ㎡	3,790 円	1	1,972 円	20 ㎡	5,292 円	11	9,082 円	4	簡易水道あり(下) 流域		
開成町	1,540 円	20 ㎡	4,455 円	5	1,698 円	20 ㎡	5,130 円	8	9,585 円	5	(下) 流域		
※R5.4.1~下水道料金改定											簡易水道あり(下) 流域		
山北町	2,596 円	20 ㎡	5,896 円	10	1,320 円	20 ㎡	3,905 円	2	9,801 円	6	(下) 単独		
箱根町	1,540 円	20 ㎡	4,840 円	8	1,672 円	20 ㎡	5,302 円	12T	10,142 円	7	(下) 単独		
大井町	1,826 円	16 ㎡	5,797 円	9	1,672 円	20 ㎡	4,829 円	5	10,626 円	8	(下) 流域		
秦野市水道局	1,496 円	16 ㎡	4,784 円	7	802 円	8 ㎡	6,698 円	26	11,482 円	9	(下) 単独・流域		
※R5.10.1上下水道料金改定予定													
湯河原町	1,702 円	20 ㎡	4,474 円	6	2,486 円	20 ㎡	7,138 円	33	11,612 円	10	(下) 単独		
海老名市(企業庁)	1,562 円	16 ㎡	6,910 円	15T	1,570 円	16 ㎡	4,936 円	6	11,846 円	11	(下) 流域		
※R4.4.1下水道料金のみ改定													
厚木市(企業庁)	1,562 円	16 ㎡	6,910 円	15T	1,546 円	16 ㎡	4,972 円	7	11,882 円	12	(下) 流域		
愛川町	2,943 円	20 ㎡	6,705 円	14	1,650 円	16 ㎡	5,321 円	14T	12,026 円	13	(下) 流域		
※R5.10.1下水道料金改定予定													
平塚市(企業庁)	1,562 円	16 ㎡	6,910 円	15T	1,456 円	16 ㎡	5,159 円	9	12,069 円	14	(下) 流域		
茅ヶ崎市(企業庁)	1,562 円	16 ㎡	6,910 円	15T	1,355 円	16 ㎡	5,198 円	10	12,108 円	15	(下) 単独・流域		
箱根町(企業庁)	1,562 円	16 ㎡	6,910 円	15T	1,672 円	16 ㎡	5,302 円	12T	12,212 円	16	(下) 単独		
愛川町(企業庁)	1,562 円	16 ㎡	6,910 円	15T	1,650 円	16 ㎡	5,321 円	14T	12,231 円	17	(下) 流域		
※R5.10.1下水道料金改定予定													
相模原市(企業庁)	1,562 円	16 ㎡	6,910 円	15T	1,509 円	16 ㎡	5,348 円	16	12,258 円	18	(下) 流域		
寒川町(企業庁)	1,562 円	16 ㎡	6,910 円	15T	1,643 円	16 ㎡	5,431 円	17	12,341 円	19	(下) 流域		
逗子市(企業庁)	1,562 円	16 ㎡	6,910 円	15T	1,493 円	16 ㎡	5,746 円	18	12,656 円	20	(下) 単独		
※R4.7.1下水道料金改定													
座間市	1,672 円	16 ㎡	5,936 円	11	1,968 円	16 ㎡	6,808 円	27	12,744 円	21	(下) 流域		
川崎市水道局	1,166 円	16 ㎡	6,677 円	13	1,452 円	16 ㎡	6,116 円	23	12,793 円	22	(下) 単独		
藤沢市(企業庁)	1,562 円	16 ㎡	6,910 円	15T	1,537 円	16 ㎡	5,913 円	19	12,823 円	23	(下) 単独・流域		
※R5.7.1下水道料金改定													
綾瀬市(企業庁)	1,562 円	16 ㎡	6,910 円	15T	1,463 円	16 ㎡	5,953 円	20	12,863 円	24	(下) 単独・流域		
※R5.10.1下水道料金改定													
大和市(企業庁)	1,562 円	16 ㎡	6,910 円	15T	1,485 円	16 ㎡	5,959 円	21	12,869 円	25	(下) 単独		
伊勢原市(企業庁)	1,562 円	16 ㎡	6,910 円	15T	1,806 円	16 ㎡	6,184 円	24	13,094 円	26	(下) 単独・流域		
葉山町(企業庁)	1,562 円	16 ㎡	6,910 円	15T	1,408 円	16 ㎡	6,358 円	25	13,268 円	27	(下) 単独		
小田原市水道局	1,804 円	16 ㎡	6,380 円	12	1,992 円	16 ㎡	7,122 円	31T	13,502 円	28	(下) 単独・流域		
大磯町(企業庁)	1,562 円	16 ㎡	6,910 円	15T	1,969 円	16 ㎡	6,903 円	29	13,813 円	29	(下) 流域		
二宮町(企業庁)	1,562 円	16 ㎡	6,910 円	15T	1,940 円	16 ㎡	7,029 円	30	13,939 円	30	(下) 流域		
横須賀市水道局	1,760 円	0 ㎡	7,205 円	33	2,041 円	0 ㎡	6,826 円	28	14,031 円	31	(下) 単独		
※R5.4.1上下水道料金改定													
小田原市(企業庁)	1,562 円	16 ㎡	6,910 円	15T	1,992 円	16 ㎡	7,122 円	31T	14,032 円	32	(下) 単独・流域		
鎌倉市(企業庁)	1,562 円	16 ㎡	6,910 円	15T	2,046 円	16 ㎡	7,147 円	34	14,057 円	33	(下) 単独		
※R5.4.1下水道料金改定													
横浜水道局	1,859 円	0 ㎡	8,817 円	34	1,386 円	16 ㎡	5,973 円	22	14,790 円	34	(下) 単独		
三浦市	2,596 円	20 ㎡	9,295 円	35	2,310 円	20 ㎡	8,261 円	35	17,556 円	35	(下) 単独		
※R4.7.1上下水道料金改定 ※R6.7.1下水道料金改定予定													
真鶴町	6,190 円	20 ㎡	13,108 円	36	3,038 円	20 ㎡	8,714 円	36	21,822 円	36	(下) 単独		

※小田原市・愛川町・箱根町の一部は、企業庁の給水区域が存在します。

※松田町・湯河原町・真鶴町は1ヶ月請求のため、1ヶ月25㎡使用した際の料金の2倍を計上しています。

※20口径の料金です。(市町村によっては口径別で基本料金設定あり)

